

「生物多様性国家戦略」の策定経緯

■ 生物多様性条約 採択（平成 4 年 5 月）

（条約第 6 条）締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家戦略を作成する。

■ 生物多様性国家戦略 決定（平成 7 年 10 月）

■ 新・生物多様性国家戦略 決定（平成 14 年 3 月）

■ 第三次生物多様性国家戦略 閣議決定（平成 19 年 11 月）

■ 生物多様性基本法 制定 (平成 20 年 6 月 法律第 58 号)

（法第 11 条）政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性国家戦略）を定めなければならない。

生物多様性条約 C O P 9
(ドイツ・平成 20 年 5 月)
→ C O P 10 日本開催決定

G 8 環境大臣会合
(神戸・平成 20 年 5 月)
(イタリア・平成 21 年 4 月)

自然公園法改正
自然環境保全法改正

G 8 首脳会合

(洞爺湖・平成 20 年 7 月)
(イタリア・平成 21 年 7 月)

自然環境・野生生物合同部会
(平成 21 年 7 月 9 日)
生物多様性国家戦略策定 諮問
(平成 22 年 3 月 1 日) 答申

生物多様性国家戦略 2010 閣議決定